

## 第3節 企業等防災対策の促進

企業等防災対策の促進

- 総務課防災危機管理室
- 商業観光課       企業立地課
- 消防本部

### 【基本方針】

企業等は災害時に果たす役割(人命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

### 【計画目標】

地震・津波災害に対する企業防災等の整備計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第3節「企業等防災対策の促進計画」に準ずる。特に、市は次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

#### 1. 防災訓練

市は、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

#### 2. 事業継続計画(BCP)の普及啓発

市は、企業等に対して、企業等の事業継続計画の策定の普及・啓発に努める。

#### 3. 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を図るため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

#### 4. 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により企業の防災力向上に努める。

#### 5. 金融的支援

市は、一般災害対策：第Ⅳ編第4章第1節「金融措置」により支援を行う。